

平成 20 年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果について

平成 21 年 9 月
岩手県環境生活部環境保全課

1 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果

法第 28 条の規定により、焼却施設等の設置者には、排出ガス、排水及びばいじん等に含まれるダイオキシン類を 1 年に 1 回以上測定し、その結果を県知事に報告することが義務付けられています。

また、県知事は、施設設置者からの報告を取りまとめて公表することとされています。
(詳細は、表 1～2 のとおりです。)

(1) 各施設に係る自主測定結果の報告状況

| 測定対象 | 施設数 | 報告施設数 | 未報告理由別施設数 | | | | | | 基準超過施設数 | |
|-------|-----|-------|-----------|-----|----|-----|-----|---------|---------|---|
| | | | 新設 | 休止等 | 廃止 | 未測定 | 分析中 | 排出のない運転 | | 計 |
| 排出ガス | 119 | 95 | 1 | 19 | 2 | 2 | | | 24 | 0 |
| 排水 | 3 | 1 | | | | | | 2 | 2 | 0 |
| ばいじん等 | 119 | 94 | 1 | 19 | 2 | 2 | | 1 | 25 | 2 |

注 1) 「施設数」は、平成 21 年 3 月 31 日現在の施設数に、平成 20 年度中に廃止した 2 施設を加えた数値である。

注 2) 「未報告」中、「新設」は平成 20 年度中に設置された施設で、報告期限未到来のため報告のなかった施設、「休止等」は平成 20 年度を通じて休止等のため報告がなかった施設である。

(2) 排出ガスに係る排出基準適合状況

報告のあった自主測定結果は、0～5ng-TEQ/m³N の範囲であり、**排出基準を超過した施設はありませんでした。**

また、県が実施した 5 施設の測定結果は、0.068～2.8ng-TEQ/m³N の範囲であり、**排出基準を超過した施設はありませんでした。**

(3) 排水に係る排出基準適合状況

報告のあった自主測定結果は、0.0095pg-TEQ/L であり、排出基準に適合していました。(基準値：10pg-TEQ/L)

(4) ばいじん等に係る基準適合状況

報告のあった自主測定結果は、0～7.5ng-TEQ/g の範囲でした。

このうち、ばいじん等の処理基準値 (3 ng-TEQ/g) を上回った施設は 2 施設ありましたが、薬剤処理等により適正に処理されていました。

(5) 自主測定を実施していない施設

平成 20 年度中に稼動していた施設 (新設を除く。)のうち、自主測定を実施しなかった施設は次のとおりでした。

排出ガス：2 施設

ばいじん等：2 施設

2 今後の対応

- (1) 未測定の施設設置者については、早急に自主測定を実施し、結果を報告するよう指導をします。
- (2) 年間を通じての稼動休止により測定を実施していない施設の設置者に対しては、使用再開後は早急に自主測定を実施し、結果を報告するよう指導をします。
- (3) 引き続き、施設の設置者に対し、施設の使用方法、焼却物の選別及び焼却量の適正化等によりできるだけダイオキシン類を低減させるよう指導をします。

表1 自主測定結果報告状況（排出ガス・排出水）

測定結果の単位：大気基準 ng-TEQ/m³N

水質基準 pg-TEQ/L

| 特定施設種類 | 施設数 | 報告施設数 | 未報告理由別施設数 | | | | | | 測定結果 | | | |
|--------------------|--------------|-------|-----------|-----|----|-----|-----|---------|---------|---------|---------------|---|
| | | | 新設 | 休止等 | 廃止 | 未測定 | 分析中 | 排出のない運転 | 最小値～最大値 | 基準超過施設数 | | |
| 大気基準適用施設 | 119 | 95 | 1 | 19 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 廃棄物焼却炉 焼却能力 | 4t/h 以上 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0081～0.080 | 0 |
| | 2t/h～4t/h 未満 | 17 | 16 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.000019～0.62 | 0 |
| | 2t/h 未満 | 100 | 77 | 1 | 18 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0～5 | 0 |
| 水質基準適用施設 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0.0095 | 0 | |
| パルプ製造塩素漂白施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | |
| 焼却炉廃ガス洗浄施設・湿式集じん施設 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0.0095 | 0 | |
| 下水道終末処理施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | |
| 他工場の排水処理施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | |
| 合計 | 122 | 96 | 1 | 19 | 2 | 2 | 0 | 2 | 2 | | 0 | |

注1) 「施設数」は、平成21年3月31日現在の施設数に、平成20年度中に廃止した2施設を加えた数値である。

注2) 「未報告」中、「新設」は平成20年度中に設置された施設で報告期限未到来のため報告のなかった施設、「休止等」は平成20年度を通して休止等のため報告がなかった施設、「廃止」は測定未実施のまま平成20年度中に廃止された施設である。

注3) 平成20年度報告分を平成19年度内に報告している施設は、「報告施設数」欄に計上している。

表2 未報告施設

| 事業場名 | 所在地 | 特定施設種類 | 未報告理由 | 対応状況 |
|------------|------------------|--------|-------------------------------------|--------------------------------|
| 有限会社小山住宅建設 | 一関市千厩町千厩字下木六100 | 廃棄物焼却炉 | 施設は稼動していたが、測定を実施しなかったもの。 | 早急に測定を実施し、結果を報告するよう指導。 |
| 三陸建設株式会社 | 大船渡市猪川町字久名畑109の5 | 廃棄物焼却炉 | 測定未実施のまま、年度途中で休止状態に入り、測定を実施しなかったもの。 | 施設の再稼動後、早急に測定を実施し、結果を報告するよう指導。 |

注1) 未報告施設のうち、未報告理由が「未測定」の施設について記載している。